○財務省告示第百十九号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成三十年五月一日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第五十九回	一億三千百二十万円	一億三千百十四万七千七百四十二円
〃	第六十回	四千三百五十五万円	四千三百五十三万二千六百五十四円
〃	第六十一回	五千四百八十万円	五千四百七十七万八千百七十四円
〃	第六十二回	二千六百七十二万円	二千六百七十万九千三百六十二円
〃	第六十三回	一億四千十五万円	一億四千九万四千百八十円
〃	第六十四回	一億七千百二十万円	一億七千百十三万千七百九十六円
〃	第六十五回	一億四百三十四万円	一億四百二十九万八千四百三十八円
〃	第六十六回	三千六百七十六万円	三千六百七十四万五千三百七十円
〃	第六十七回	七千四百三十五万円	七千四百三十二万三百九十四円
〃	第六十八回	七千二百二十万円	七千二百十七万千二百四十六円
〃	第六十九回	二億六千八百四十二万円	二億六千八百三十一万三千八十四円
〃	第七十回	三億千二百六十三万円	三億千二百五十万五千四百六十八円
〃	第七十一回	一億七千三百八十四万円	一億七千三百七十七万七百六十円
〃	第七十二回	一億三千九百二十四万円	一億三千九百十八万四千五百四十二円
〃	第七十三回	二億九千七十七万円	二億九千六十五万四千百八十八円
〃	第七十四回	一億八千四百二十万円	一億八千四百十二万六千六百四十二円

〃	第七十五回	一億四千二百十万円	一億四千二百四万三千四百十円
〃	第七十六回	三億二千八百九十一万円	三億二千八百七十七万九千七百四十七円
〃	第七十七回	三億千八百五十五万円	三億千八百四十二万三千百十五円
〃	第七十八回	二億九千二百八十三万円	二億九千二百七十一万三千三百七十円
〃	第七十九回	六億百十万円	六億八十六万千二百八十四円
〃	第八十回	五億六千五百八十二万円	五億六千五百五十九万四千六百三十円
〃	第八十一回	十七億四千七百十万円	十七億四千六百四十万四千三十二円
〃	第八十二回	千万円	九百九十九万五千九百四十九円
〃	第八十三回	千百五十万円	千百四十九万五千六百六円
〃	第八十四回	千二百万円	千百九十九万五千七百六十一円
〃	第八十五回	五百万円	四百九十九万八千四百七十四円
〃	第八十六回	二千百万円	二千九十九万四千八百八十四円
〃	第八十七回	千八百万円	千七百九十九万六千六円
〃	第八十八回	六千三百万円	六千二百九十八万五千六百十円
〃	第八十九回	百万円	九十九万九千八百三十九円
〃	第九十回	三百万円	二百九十九万九千五百六十九円
〃	第九十一回	三百万円	二百九十九万九千七百六十六円
〃	第九十三回	七千四百三十三万円	七千四百三十二万九千三百七十一円
個人向け利付国庫債券（固定・五年）	第三十一回	一億四千六百八十一万円	一億四千六百四十五万九千八十六円
〃	第三十二回	二億四千四百二十二万円	二億四千三百七十五万二千九百八十六円